令和8(2026)

12/25

施行予定

こどもに接する現場で働く皆さまへ

# こども性暴力防止法

による対応がはじまります!

Point

こどもに接する現場で働く方は、

性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

Point 2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

こどもに接する業務に就くことができなく

#### こども性暴力防止法とは?

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。 こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、 こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

### 制度の対象は?

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。 それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

# 義務対象

### 対象事業

- 学校(幼稚園、小中高)
- ・認可保育所、認定ことも園 一
- ・児童福祉施設 など



### 認定対象

- 認可外保育施設
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など

- 対象業務
- 教員
- 保育士
- ・ 児童指導昌 など



- 保育従事者
- 放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



#### 対象となる性犯罪は?

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意 性交等

不同意 わいせつ

児童買春

児童ポル 所持

痴漢

盗撮

未成年 淫行

こどもの安全確保

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

#### 今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応 が必要になります。 ※令和8(2026)年12月25日開始を予定しています。

#### 性犯罪前科の確認

# アカウント登録

手続は、プライバシー保護の ため、オンラインで行います。



研修の受講

性暴力防止への理解促進 に必要です。



# 戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に 必要です。



# 日頃からの見守り等

被害の早期把握のために 必要です。



#### 制度の開始後、

✓ 性犯罪前科があると確認された場合

✓ 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合 は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、 こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索 🔍



